	宮古島市平良字西里七の二一	福岡入国管理局那覇支局宮古島出張所
	宮古島市平良字下里一〇一六	那覇保護観察所宮古島駐在官事務所
	宮古島市平良字西里三四五	那覇地方検察庁平良支部
	宮古島市平良字西里三四五	平良区検察庁
	宮古島市平良字西里七の二一	沖縄地区税関石垣税関支署平良出張所
	宮古島市平良字東仲宗根八〇七の七	宮古島税務署
	宮古島市平良字島尻八八八	平良区検察庁
	宮古島市平良字下里一〇一六	国立療養所宮古南静園
	宮古島市平良字下里一〇二〇	宮古労働基準監督署
	宮古島市平良字西里七の二一	宮古公共職業安定所
	宮古島市平良字下里一六五七	那覇植物防疫事務所平良出張所
	宮古島市平良字下里一〇二〇の七	宮古空港・航空路監視レーダー事務所
	宮古島市平良字下里一六五七	宮古島地方気象台
	宮古島市平良字西里七の二一	那覇航空測候所宮古空港出張所
	国頭郡国頭村字安波川瀬原一三〇一の三	北部ダム統合管理事務所安波ダム管理支所　二級地
	国頭郡伊江村字川平五一九の一四	伊江農業水利事業所
	国頭郡東村字川田中上原一一〇五の一〇八	北部ダム統合管理事務所福地ダム管理支所　一級地

備考1　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十二年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2　この表に掲げる官署のうち、北海道森林管理局計画部指導普及課知床森林センター、ウトロ自然保護官事務所及び十勝太ロラン航路標識事務所については、冬期は、級別区分が二級地である官署として同表に掲げられているものとする。

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
福島県	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所	一級地

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、平成二十二年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（特地官署とされていた官署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置）

第二条　改正後の規則九―五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特地官署（以下「特地官署」という。）とされていた官署のうち人事院の定める官署は、平成二十五年三月三十一日までの間、特地官署とする。

2　前項の規定に基づき特地官署とされた官署に勤務する職員の給与法第十三条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該官署に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に当該官署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成二十三年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、当該職員以外の者にあっては当該職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額とする。

3　前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二条第二項各号に定める日（規則九―五五―四五（人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）附則第二項の規定により読み替えられる場合にあっては、平成十年四月一日）に受けていた俸給の月額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下この項及び第五項において「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあってはその月額をその日における育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第五項において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあってはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあってはその月額をその日における育児短時間勤務職員（以下この項及び第五項において「任期付短時間勤務職員」という。）にあってはその月額をその日における育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第五項において「任期付短時間算出率」という。）で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額（以下この項において「当該定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額」という。）の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた俸給の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあってはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあってはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあってはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員にあってはその月額をその日における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該定める日に受けていた俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）とする。